

# 用語集

## あ行

アイストップ	道路等の正面、突き当たりに位置し、視線を留めるような印象的な事物（効果）。
アクセス	ある場所に入る手段。交通手段。
アダプト制度	「養子にする」という意味。住民参加型の管理の仕組みの一つであり、地域住民団体等が行政と合意書を交わし、道路等の公共空間の一定区画を「養子」とみなして自発的に清掃等を行い、その活動のサポートを行政が行っていくシステム。
ウォーターフロント	海岸や河川などの水辺に接する地域。
運動公園	都市公園参照
NPO	民間非営利組織。この計画においては、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人格を取得した特定非営利活動法人（NPO法人）を指して使用している。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建築物によって覆われていない土地の総称。

## か行

街区公園	都市公園参照
環境教育	地球温暖化、オゾン層の破壊など深刻化する環境問題を、グローバルな視点から人類全体の問題として捉え、人間の営みが環境とどのような関わりということについて、身近な生活環境の中から示していく教育。
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
協働	適切な役割分担のもとに、協力して取り組むこと。今後のまちづくりにおいては、市民・事業者と行政との協働が重要になる。
近隣公園	都市公園参照
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村で自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
県立自然公園	国立公園または国定公園以外の優れた自然の風景地で、自然公園法第41条の規定に基づき、都道府県が条例の定めるところにより指定する地域制の公園。
公共公益施設	住民の生活のために必要なサービス施設の総称。公益施設は一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等を示すのに対し、公共施設はその内容の範囲が法令により定められている。例えば、都市計画法では道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設と規定されている。
コミュニティ	住民相互の協力と連帯による地域社会。 また、この地域社会活動をコミュニティ活動といい、公民館、集会所などの施設をコミュニティ施設という。

## さ行

里山	クヌギやコナラなどの雑木林で、かつては薪や炭が生産され、下刈の草や落ち葉は堆肥として利用されていた。ここでは、自然と人間の生活が共生することで、半自然的な生態系が成り立っている。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している、もしくは概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
施設緑地	緑地の分類であり、都市施設として積極的に整備を図ろうとする意図のある土地で、整備されることにより公共オープンスペースとなるもの。都市公園法に基づく「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地により構成される。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、野菜などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。最近では、地方公共団体や農協等が市街地内に残された農地の活用を図りつつ、農地所有者から農地を借り上げ設置する場合もある。
市民緑地	都市内の私有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、平成 7 年の都市緑地保全法の改正でもうけられた制度。屋敷林、樹林地、草地等の所有者と地方公共団体又は、都市緑地保全法に基づく緑地管理機構が賃貸契約を行い、地方公共団体等が施設を整備し、市民緑地として一定期間管理し、地域住民に公開する。
住区基幹公園	都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境、休養・レクリエーション活動の場として、主に徒歩圏内に居住する者の日常的な利用に供する都市公園で、街区公園、近隣公園、地区公園に分類される。
親水性	川や池などの水辺が身近にあり、水に親しむことのできる自然環境。
シンボルツリー	地域や施設、建物等を象徴するような樹木。
水源涵養	森林の樹木や地表植生などによって、降雨を地表に徐々にしみこませ、河川流量を一定にする機能。洪水の防止と水資源の確保に資する。
セントラルパーク	この計画においては、中心市街地を代表する公園を指し、誰もが憩い、交流できる公園を意味する。
総合公園	都市公園参照

## た行

地域制緑地	緑地の分類であり、都市の自然環境・景観を保全することを目的に特定の地域を指定し、土地の利用を規制するもの。法律を根拠とする「法によるもの」、行政と市民などの協定に基づく「協定によるもの」、条例・要綱・契約等による「条例等によるもの」等がある。
地域防災計画	災害対策基本法の規定により、八戸市における防災対策の基本を定めたもの。
地区計画	地区の一体的な整備及び保全を図るため、主として街区内の居住者等が利用する道路、公園等の施設整備、建築物の建築等に対し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、その計画内容にしたがった開発行為、建築物の建築等が行われるように誘導することを目的とする制度。
地区公園	都市公園参照
都市機能	鉄道・バス等の公共交通、道路等の基盤、商業・業務地の立地、各種行政サービス等、都市生活を行う上での各種サービスの総称。
都市計画区域	都市計画法及びその他の関連法規の適用を受けるべき土地の区域。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。
都市公園	都市公園法第 2 条に規定する、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。
都市施設	都市に生活する人が共同で利用し、都市での生活や生産活動を支え、都市の骨組みを造る施設のこと。代表的な施設に道路、公園、上下水道、ごみ処理施設などがある。
都市緑地保全法	本法は、都市における緑地の保全、緑化の推進を目的として制定されたもので、無秩序な市街地の拡大、開発の進展に伴う緑の急激な減少、都市環境の悪化等の状況を受け、都市に残された良好な自然的環境を形成する緑地を保全していくための緑地保全地区制度と住民の合意に基づく地区の緑化推進のための緑化協定制度を内容として定められている。平成 6、7 年の改正によって、従来からの緑地保全地区制度、協定制度について拡充が行われるとともに、新たに市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(緑の基本計画)に関する制度が創設されている。
土地区画整理事業	土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩)それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して土地の利用増進を図る事業。

< 都市公園の種類 >

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25haを基準として定めること。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2haを基準として定めること。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4haを基準として定めること。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

## な行

ネットワーク	都市の構造を構成する要素（緑、水辺など）や主な施設（道路など）等が連結され、相互の機能を高めること。
農用地	農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）第3条第1号に、「耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地」とされており、具体的には、農地及び採草放牧地のことを指す。

## は行

バイオマス	太陽エネルギー、空気、水、土壌の作用で生成されるため無限に再生可能なものの総称。近年、エネルギー利用の研究が盛んに行われている。
八戸市を緑にする会	行政と連携しながら、緑化思想の普及や公園及び街路樹の自主管理等の活動を実施している団体。事務局は八戸市公園緑地課。
パートナーシップ	互いに独立した主体が対等な立場で協働していくことを指す。
ヒートアイランド	自然の気候と異なった都市独自の局地気候のことを示す。郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこの名がついた。
ビオトープ	特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope と合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。
保安林	木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要
ポケットパーク	市街地などで、休憩の場の確保や都市景観の向上を図るために設けられる、広場的機能を有する小規模公園。
ホスピタリティ	「もてなし」や「歓待」の意味。
保存樹	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹の所有者は、保存樹について 枯損防止等保存に努める義務を負う。
保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹林の所有者は、保存樹林について 枯損防止等保存に努める義務を負う。

## ま行

水辺の楽校	生物の良好な生育・生息環境に配慮しつつ、子どもたちが安全に水辺に近づけるよう、アクセス性に配慮して整備された場所。
身近な公園	都市公園の種類のうち、一定の住区内に設置することを想定した街区公園、近隣公園、地区公園（いわゆる住区基幹公園）の総称。
モータリゼーション	交通手段が自動車中心になってきたことにより、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになること。

## や行

ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザイン。障害、高齢といった特別視もやめ、デザイン上の区分けを無くしていこうとするもの。
------------	--

## ら行

ライフスタイル	生活様式。新しい行動様式や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。
ランドマーク	景観を構成する一つの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものをいう。一般的には、周辺から見ることができる高さのあるもの。
緑道	都市公園参照
緑被率	平面的な緑の量を把握する場合に用いる尺度で、樹木や芝生等の植物に覆われた土地の面積はもちろんとして、樹木の樹冠投影面積を含めて緑被面積とし、その面積が単位となる地区面積全体に占める割合をいう。
緑化重点地区	緑化の推進を重点的に図るべき地区として緑の基本計画に任意に定める事項の一つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めたもの。
緑地	自然的環境を有するオープンスペース。その種類としては、施設緑地と地域制緑地に大別される。
緑地保全地区	都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致又は景観が優れていること、動植物の生息地又は生息地として適正に保全する必要があること等一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するため、市が定める地区。
緑地協定	都市緑地保全法第14条、20条に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者等が、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全、緑化に関する協定。協定の種類には、14条協定（全員協定）と20条協定（一人協定）がある。 関係者で話し合いを行ない、街ぐるみで緑化を行なうため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観のレベルの向上が期待できる。

## わ行

ワークショップ	地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価等をおこなっていく活動をいう。
---------	---

< 緑地の種類 >

施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの
	都市公園以外	公共施設緑地 <sup>1)</sup>	国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯及び植樹帯、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、市町村が設置している運動場やグラウンド、こどもの国、青少年公園 等
		民間施設緑地 <sup>2)</sup>	市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園等
地域制緑地等	法によるもの		緑地保全地区（都市緑地保全法） 風致地区（都市計画法） 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他） 歴史的風土特別保存地区（古都保存法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法）等
	協定によるもの <sup>3)</sup>		緑地協定（都市緑地保全法）
	条例等によるもの <sup>4)</sup>		条例・要綱・契約・協定等による緑の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

1) 公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設

2) 民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設

\* 公開しているもの

\* 500 m<sup>2</sup>以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね 20%以下であるもの。

\* 永続性が高いもの

3) 緑地として面積算定する場合には、植栽地面積等を対象とする。

4) 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には、植栽地面積等を対象にする。

## 策定の経緯について

八戸市緑の基本計画の策定にあたって開催しましたワークショップ、策定委員会、庁内連絡会議などの経緯を整理すると以下のようになります。

### 策定の経緯

		開催日	開始時間	会場	案件・テーマ
ワークショップ	第1回	9/ 4(木)	18:30～	スポーツ研修センター 2F大会議室	「八戸の緑に関する現況について」 ・緑の基本計画とは ・八戸の緑の現況について
	第2回	10/16(木)	18:30～	"	「地域の緑を点検しよう」 ・良いところ点検マップづくり ・良くないところ点検マップづくり
		10/17(金)	18:30～		
	第3回	11/27(木)	18:30～	"	「緑のまちづくりについて考えよう」 ・地域別に提案マップづくり
11/28(金)		18:30～			
第4回	1/13(火)	18:30～	スポーツ研修センター 2F視聴覚室	「緑のまちづくりを具体的に考えよう」 ・提案マップの見直し ・長根公園について	
	1/14(水)	18.30～			
連絡会議	第1回	9/18(木)	10:00～	別館6F会議室	・緑の基本計画について ・今後のスケジュールについて
	第2回	10/28(火)	14:00～	別館6F会議室	・緑の現況と課題について ・基本方針について
	第3回	12/18(木)	14:00～	別館2F会議室	・将来目標 ・実現に向けた施策の方針について ・地域別計画について ・緑化重点地区計画
	第4回	2/ 5(木)	10:00～	別館8F研修室	・緑化重点地区計画について ・計画素案について
委員会	第1回	10/ 6(月)	10:00～	議会第3委員会室	・委嘱状交付 ・緑の基本計画について
	第2回	11/10(月)	14:00～	議会第3委員会室	・緑の現況と課題について ・基本方針について
	第3回	12/25(木)	14:00～	議会第3委員会室	・将来目標 ・実現に向けた施策の方針について ・地域別計画について ・緑化重点地区計画について
	第4回	3/17(水)	9:30～	議会第3委員会室	・計画のとりまとめ
素案公表	2/15(日) ～ 3/3(水)		公園緑地課、各支所、 八戸駅市民サービスセンター、 各公民館、ホームページ上	・素案の公表	
議員説明会	3/ 4(木)	13:00～	別館8F研修室	・素案説明	

策定委員会名簿

「八戸市緑の基本計画策定委員会」委員名簿  
(任期:平成15年10月6日から平成16年3月31日)

	氏名	所属団体等
委員長	有谷昭男	八戸緑のまちづくりネットワーク会長 あおもりNPOサポートセンター理事長
副委員長	富田俊子	八戸市立是川東小学校校長
委員	坂尻直巳	八戸工業大学環境建設工学科教授
委員	矢野峰生	八戸大学商学部助教授
委員	河村信治	八戸工業高等専門学校総合科学科助教授 八戸市景観検討委員会委員
委員	橋本正	(協)八戸造園建設業協会代表理事 (株)香月園代表取締役
委員	苫米地建樹	元八戸市都市開発部長 八戸市都市計画マスタープラン策定委員会委員
委員	熊谷茂則	青森河川国道事務所八戸国道出張所長
委員	對馬淳	八戸県土整備事務所企画整備課長
委員	庭田あさぎ	(社)八戸観光協会職員 八戸市景観検討委員会委員
委員	吉田直志	八戸商工会議所事務局長
委員	橋本八右衛門	八戸市を緑にする会会長,八戸酒類(株)社長
委員	三浦洋右	八戸地域社会研究会会員 プレイピア白浜支配人
委員	西村敏男	公募 あおもり21.百人委員会委員
委員	沼田栄子	公募 元六日町活性化対策検討委員

庁内連絡会議名簿

八戸市緑の基本計画庁内連絡会議委員名簿(18名)  
(任期:平成15年9月26日から平成16年3月31日)

部局	職名	氏名
都市開発部(座長)	都市開発部次長	石岡省蔵
企画部	政策推進室長	池本伸也
経済部	観光課長	大岡長治
	農業振興課長	上館將郎
	魚市場課長	高橋芳光
健康福祉部	生活福祉課長	小笠原忠志
市民生活部	市民連携課長	千葉和男
	住宅課長	吉田重則
環境部	環境政策課長	高橋克雄
	港湾河川課長	風穴義一
建設部	道路建設課長	田中博
	道路維持課長	升澤正平
都市開発部	都市政策課長	大野晴治
	教育政策課長	沼畑龍男
	総合教育センター-所長	阿部憲行
教育委員会	文化課長	栗野壽男
	スポーツ健康課長	古川良八
	中央公民館長	高森修
事務局	公園緑地課長	小向博